

第3編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置に必要な区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という）を設置する必要があることから、区対策本部を設置した場合の機能の確保に努めるとともに、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部課における平素の業務

区の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【区の平素の業務と関係部局】

事 項	関 係 部 局
◇国民保護関係予算その他財務に関すること ◇報道機関との連絡および放送要請に関すること ◇写真等による情報の収集および記録に関すること	企画部
◇区対策本部における通信施設の保全に関すること	企画部 総務部
◇災害に関する広報および広聴（被災者等からの相談業務に関する事項も含む）に関すること	企画部 防災まちづくり部
◇災害時のボランティア等の支援に係る調整に関すること	福祉部
◇大使館や在住外国人関係団体等との情報連絡および調整に関すること ◇職員の服務および給与に関すること ◇車両等の調達に関すること ◇特命に関すること	総務部 地域振興部
◇総合庁舎・区有施設の防災・安全確保・維持管理に関すること	総務部 企画部
◇区対策本部に関すること ◇国、東京都および他区市町村との連絡調整に関すること ◇東京消防庁および消防団との連絡調整および連携に関すること ◇国民保護措置に関わる自衛隊および関係機関との連絡調整に関すること ◇警報の内容の伝達に関すること ◇避難住民の誘導・運送に関すること ◇電車・バス等による輸送に関すること ◇被災情報等の収集および通信連絡の総括に関すること ◇安否情報の収集・提供に関すること ◇特殊標章等の交付、許可に関すること	総務部 防災まちづくり部

事 項	関 係 部 局
◇他自治体への応援に関すること ◇その他、国民保護措置の連絡調整に関すること ◇警視庁との連絡調整および連携に関すること ◇土地等の使用に関すること	総務部 防災まちづくり部
◇区議会との連絡に関すること	総務部 区議会事務局
◇区民避難所等の開設運営支援に関すること ◇救援物資の備蓄・確保・調達・輸送および配分に関すること ◇義援金の受領および配分に関すること ◇義援品の受領および配分に関すること ◇生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること ◇中小企業の対策に関すること ◇被災者に対する区税の減免および徴収猶予に関すること	総務部 地域振興部 文化スポーツ振興部
◇公園の保全および災害時の利用に関すること	防災まちづくり部
◇医療・防疫（家畜含む）および保健衛生に関すること ◇遺体の検案およびこれに必要な措置に関すること ◇保育園児等の保護および保護者への連絡に関すること	健康推進部 品川区保健所 子ども未来部
◇乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救援、安全確保および支援に関すること ◇高齢者施設等入所者の保護および親族への連絡に関すること	健康推進部 子ども未来部 福祉部
◇高圧ガス・火薬類等の法令に定める施設についての情報連絡および緊急措置に関すること ◇ごみの処理に関すること ◇仮設トイレ等によるし尿処理に関すること ◇災害廃棄物の処理に係る調整に関すること	都市環境部 品川区清掃事務所
◇道路・橋梁・河川・海岸の保全に関すること ◇道路・河川等における障害物の除去に関すること ◇水防に関すること ◇野外収容施設の設営に関すること ◇都市整備の基本的事項に関すること ◇区営住宅等の保全に関すること ◇災害時の交通規制に対する協力に関すること	都市環境部 防災まちづくり部
◇国民保護措置に必要な現金・物品の出納および保管に関すること	会計管理室
◇被災児童および生徒の救護ならびに応急教育に関すること ◇被災児童および生徒の学用品の供給に関すること ◇文教施設の点検、整備および復旧に関すること ◇学校等避難所の開設および管理運営に関すること ◇文化財の保護に関すること	教育委員会事務局

事 項	関 係 部 局
◇災害時における他部局の応援に関すること	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

【関係機関の平素の業務】(都国民保護計画より抜粋)

機関の名称	平素の業務
【警視庁】	
第一方面本部	1 警備体制の整備に関すること
東京湾岸警察署	2 情報収集・提供等の体制整備に関すること 3 警備情報の収集に関すること
第二方面本部	4 通信体制の整備に関すること
品川警察署	5 装備・資機材の整備に関すること
大井警察署	6 交通規制に関すること
大崎警察署	7 生活関連等施設の安全確保の助言に関すること
荏原警察署	8 関係県警察との連携に関すること
【東京消防庁】	
第二消防方面本部	1 消防活動体制の整備に関すること
品川消防署	2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること
大井消防署	4 消防団に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること
荏原消防署	6 特殊標章の交付・管理に関すること（東京消防庁職員および特別区の消防団員に限る。） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及および防災行動力の向上に関すること

2 区職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等への対処に必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京都総務局総合防災部との連絡が常時可能となるよう、また、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、現行の警備室および災害監視による宿直制度等を活用し、24時間即応可能な体制を整備する。

夜間休日等勤務時間外の対処に備えた宿直員は、防災課長または総務課長の指揮監督のもとに警戒待機し、武力攻撃事態等が発生し、または発生するおそれがある場合は、職員の招集、情報の収集・伝達等を行う。

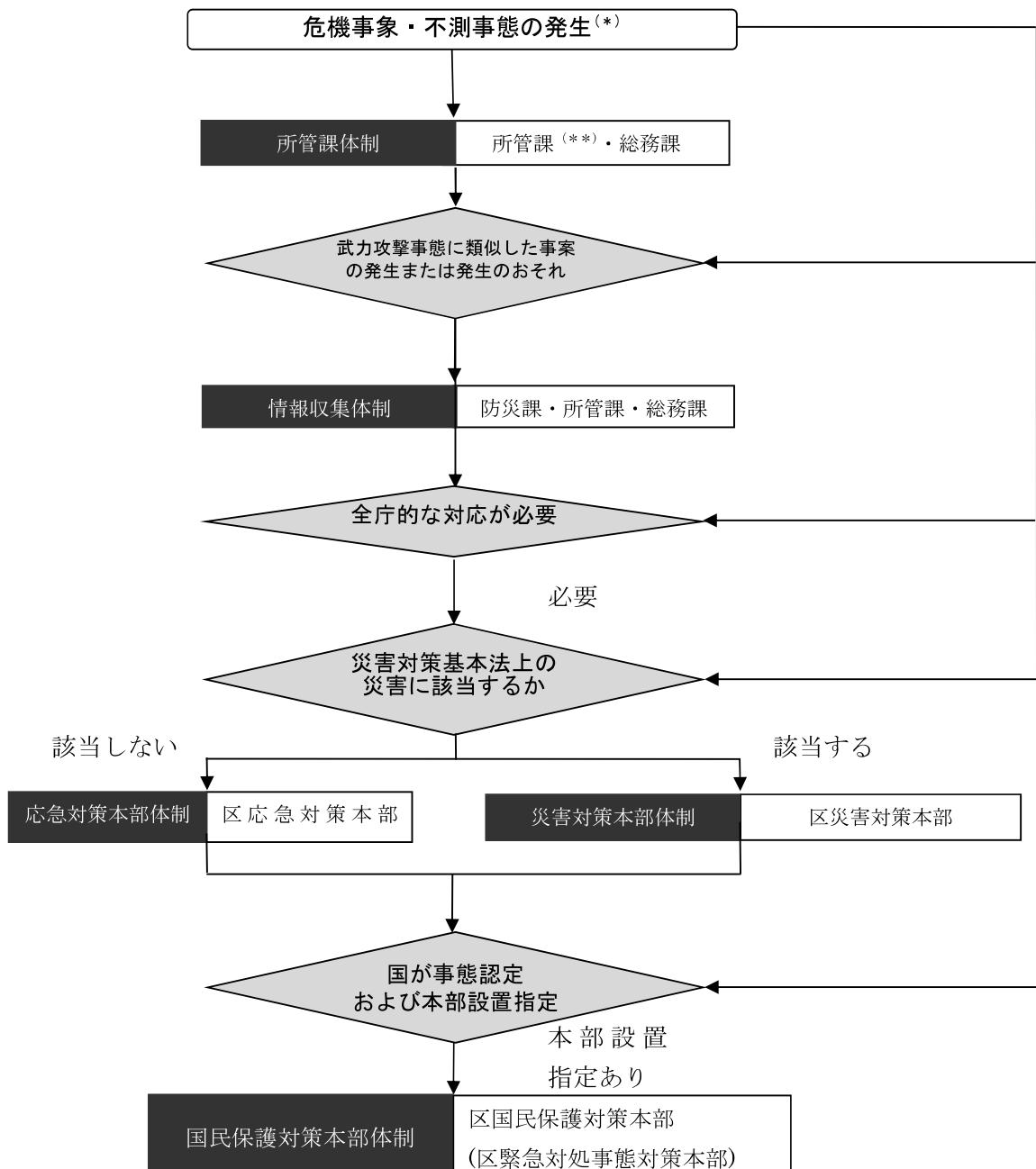
また、管理職による危機管理宿直制度を活用し、情報収集体制等が整うまでの対応にあたるなど、24時間即応可能な体制を整備する。

(3) 区の体制および職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の発生に応じた体制の確立】



(*) 区民生活や区の業務に影響をおよぼすものであり、例として社会インフラ等外部要因によるもの、区民の健康に関するもの、コンピューターウイルスの侵入等によるもの、犯罪被害等によるもの、環境悪化等によるもの、区の施設の管理上発生するもの、区の主催するイベントによるもの、工事・委託等によるもの、職員の汚職・不祥事によるもの、自然災害・有事関連によるもの等を指す。

(**) 所管課とは「品川区危機管理ガイドライン」で規定する事態に関する平素の業務を担当する部署を指す。

【武力攻撃事態の状況に応じた体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定無	区の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①情報収集体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②応急対策本部体制
	原因不明の事案が発生し、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	③災害対策本部体制
事態認定有	区国民保護対策本部設置の通知がない場合	①情報収集体制 ②応急対策本部体制
	区国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	④国民保護対策本部体制

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①情報収集体制	防災課、所管課、総務部総務課が参集
②応急対策本部体制	地震発生時の活動態勢に準じて、一部の構成員が参集
③災害対策本部体制	全ての区職員が本庁または出先機関等に参集
④国民保護対策本部体制	災害対策本部体制に準ずる職員が参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

区の幹部職員および国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員および国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、特別非常配備態勢により参集した職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【区対策本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
区長	副区長	教育長

(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当

(6) 本部の代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等区対策本部を区庁舎内に設置できない場合に備え、以下の予備施設を検討する。

- 品川保健センター（住所：品川区北品川 3-11-22）
- 荏原保健センター（住所：品川区荏原 2-9-6）
- 品川区清掃事務所（住所：品川区大崎 1-14-1）

(7) 職員の所掌事務

区は、(3) に示した体制ごとに、参考した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員および資材等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）の初動体制の把握

区は、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、防災計画に記載する東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにはかんがみ、都および東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設および設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参考基準を把握する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとに、以下のとおり担当部を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目		担当部
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項)	健康推進部 品川区保健所
	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)	健康推進部 品川区保健所
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)	防災まちづくり部
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	防災まちづくり部 都市環境部
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	総務部 防災まちづくり部
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)		総務部 防災まちづくり部
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)		総務部

※国民の権利利益の救済に係る手続は、区対策本部を廃止した後も長期化することが考えられるため、担当部は平素の部名で記載している。

※表中の「法」は「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関およびその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画もしくは国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関との意見交換の場を設けること等により意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、区国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊および米軍の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置の錯綜を避けるため、区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員およびその他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、平素から、情報・意見交換を行う。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先および担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）と緊密な連携を図る。

『都と区の具体的な役割分担の概要』

都と区における主な役割分担は、都国民保護計画に次のとおり示されている。

なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているところであるが、国民保護法第76条第1項^(*)の規定に基づき、その一部を区長が行うこととするものである。

主な措置	役割分担
避難場所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として区が運営する。 ○ 必要に応じて都が補完する。
区民避難所等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民避難所等の開設、運営は区が行うこととし、都はこれを補完する。 ○ 都または民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区はこれに協力する。
食料・生活必需品の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都および区における備蓄品を活用する。 ○ 緊急時における食料・生活必需品は、区の備蓄品（都の事前配置分を含む。）または調達品をもって充てる。
医療の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区が一次的に行い、都は要請に基づき都医療救護班の派遣、都医師会等に対する派遣要請や広域的な応援要請を行う。 ○ 都は区の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。 ○ 区は被災現場から医療救護所までの患者搬送を、区および都は医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を、それぞれ実施する。
備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄等は、災害対策用の備蓄を活用する。 ○ N B C 災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄または調達する。区は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄または調達する。
保健衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は巡回健康相談等を行うため、健康活動班を編成して区民避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援および補完を行う。 ○ 都および区は、区民避難所等の食品衛生指導等を行う。 ○ 区は、区民避難所等に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。

^(*) 国民保護法第76条第1項 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができます。

被災者の捜索および救出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、警視庁、東京消防庁または消防本部が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する。
埋葬および火葬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 ○ 都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。
電話その他の通信設備の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 ○ 区は区民避難所等において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。
武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。 ○ 都は区からの報告を基に応急修理を実施する。
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、必要量を把握し都に報告する。 ○ 都は学用品を一括して調達し、区が配布する。
行方不明者の捜索および遺体の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、警視庁、東京消防庁または消防本部が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 ○ 区は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容および処理等を行う。 ○ 都は、行方不明者の捜索、遺体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。
ごみ、し尿、がれき処理および土石・竹木等の除去	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、各所管区域のごみ処理を行う。 ○ 区は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設（水再生センターまたは管路）への搬入または投入により処理する。 ○ 都は、搬入または投入先の下水道施設（水再生センターまたは管路）のし尿受け入れ口の特定を行う。 ○ 区は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。 ○ 区は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
応急仮設住宅等の設置、運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、応急仮設住宅等を設置し、原則として管理は供給主体が行う。 ○ 区は、入居者の募集、選定および入居者管理を行う。

3 近接区市との連携

(1) 近接区市との連携

区は、港・目黒・大田区等近接区市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資および資材の供給体制等における近接区市相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、港・目黒・大田区等近接区市等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知識を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資および資材の供給ならびに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

区は、都および関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所との連携

区は、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）が実施する、事業所の施設管理者および事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 防災区民組織等との連携

(1) 防災区民組織等

武力攻撃災害から住民の生命と財産を守るためにには、地域における自主防災活動を推進することが重要である。このため、火災や地震等の対応に準じて、情報の提供や国民保護に関する知識の普及・向上に努め、地域における自主救助護体制の確立に努める。

区は、防災区民組織等のリーダー等に対する研修等を通じて防災区民組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、防災区民組織等相互間の間の連携が図られるよう配慮する。

【防災区民組織の地区別組織数】

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

地区	組織数
品川	29
大崎	43
大井	36
荏原	65
八潮	27
合計	200

また、都と連携し、防災区民組織等が行う消火、救助、救援等のための施設および設備の充実を図る。

なお、防災区民組織に対する指導、訓練を実施するにあたっては、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 避難所連絡会議

区は、震災時に区民避難所を早期に開設するとともに、混乱を防止し、教室、体育館等の割り当てをはじめとして、区民避難所の管理・運営を円滑に行うため、避難所連絡会議を設置している。国民保護の観点も含めて検討するなど、必要に応じた整備を行う。

(3) ボランティア団体等

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよ

う、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT（J アラート））^(*)を活用する。

（1）非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

（2）非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知および伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

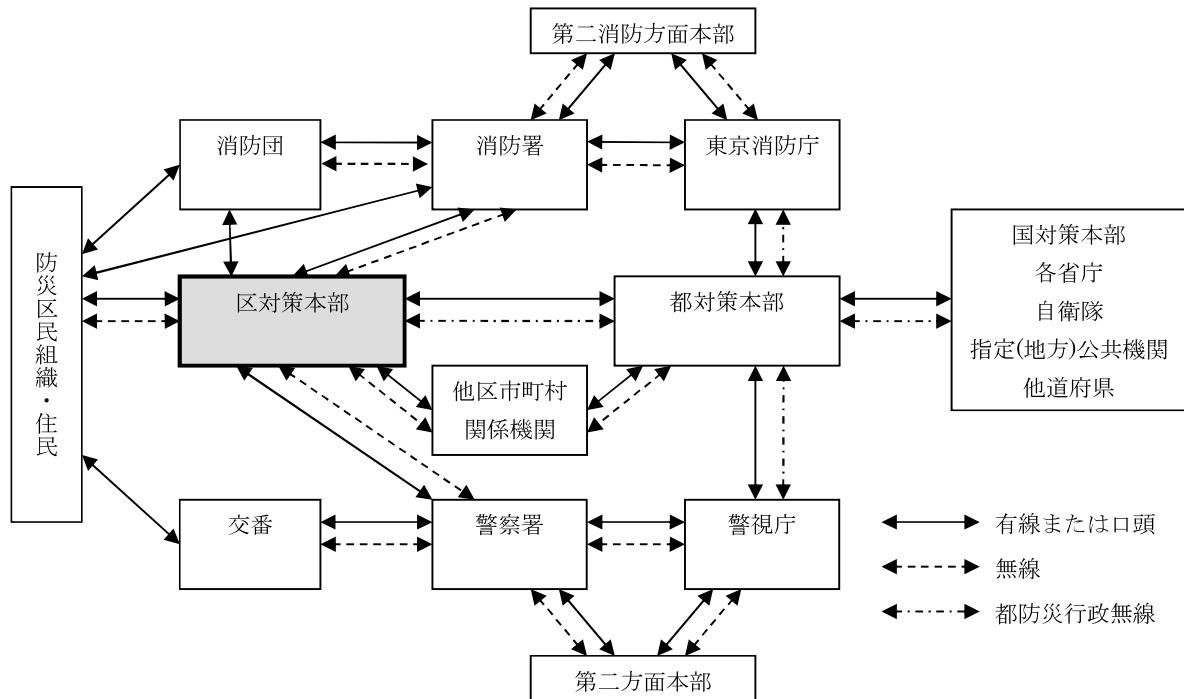
（1）情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集または整理し、関係機関および住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

^(*) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

現状の情報連絡系統は以下のとおりである。

【区情報連絡系統図】



(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理および提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、災害対応のために確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【非常通信体制の運営・管理、整備等】

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルクト化等）を図る。 ・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進および相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・被災現場の状況を高所カメラ等により収集し、都対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
--------	--

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・区民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者およびその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

ア 区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民および関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民および関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際友好協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

イ 区長は、職員を指揮し、消防の協力および防災区民組織等の自発的な協力を得ること等により、住民等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努める。

ウ 警報の伝達にあたっては、ホームページや公式SNS、広報車の使用、防災区民組織等による伝達および同組織等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

【区から一般住民等への情報伝達手段】



(2) 防災行政無線等の運用・管理

区は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、都防災行政無線および区防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理を行う。

(3) 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて東京海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

- ア 区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する多数の者が利用または居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。
また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用または居住する施設》

- ・鉄道ターミナル・乗換え駅（大井町、目黒、五反田、大崎、旗の台、中延、天王洲アイル）
- ・大規模集客施設等（品川区立総合区民会館（きゅりあん）、大井競馬場、大崎ニューシティ、ゲートシティ大崎、アトレ大井町、アトレ目黒、イオン品川シーサイド店、大森ベル

ポートなど)

- ・オフィスビル（大井町、目黒、五反田、大崎、天王洲等）
- ・路線型商店街（武蔵小山、荏原町、中延、戸越銀座等）
- ・集合、高層住宅（八潮、東品川、大崎、五反田等）
- ・住宅密集地（二葉、豊町、中延、旗の台、戸越等）

イ 区は、都および東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導・助言に協力する。

（6）民間事業者の協力

区は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備

（1）安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告および提供することができるよう、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」を適切に運用するとともに、安否情報の収集、整理および提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

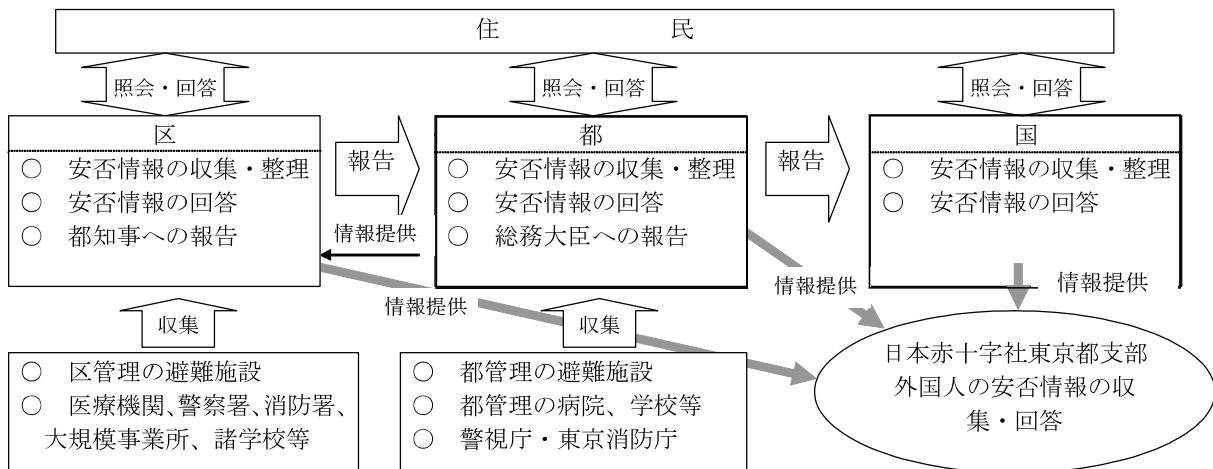
【収集・報告すべき情報】

《避難住民（負傷した住民も同様）》

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 生年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷や疾病の有無
- ⑨ 負傷または疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑫ 安否情報の提供に係る同意の有無等

『死亡した住民』
 (上記①～⑦、⑪に加えて)
 ⑬ 死亡の日時、場所および状況
 ⑭ 遺体の安置場所
 ⑮ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等

【安否情報の収集・提供の概要】



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことと基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応
 - ・ 区 区管理の避難施設
区の施設（学校等）
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
 - ・ 都 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

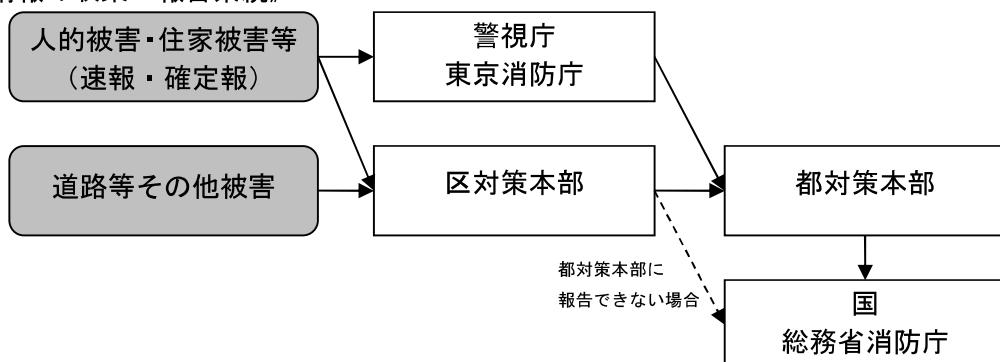
区は、被災情報（以下参照）の収集、整理および都知事への報告等を適時かつ適切に実施す

るため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》(P123 被災情報の報告様式 参照)

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

《被災情報の収集・報告系統》



(2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備 (*)

区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章および身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら特殊標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

（1）特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

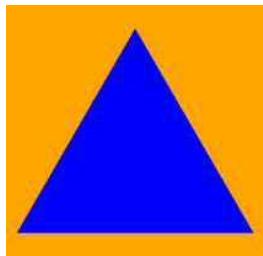
イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

【特殊標章】



（オレンジ色地に
青の正三角形）

【身分証明証】

表面	裏面
（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））	

（身分証明書のひな型）

（2）交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務または協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者およびこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定に従って保護される。

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修および訓練

区職員は、住民の生命、身体および財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、区における研修および訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校や特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、防災区民組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員および学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体および事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、東京海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態および項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加

者に意思決定を行わせる図上訓練等、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定を行うなど、実際の行動および判断を伴う実践的な訓練を実施する。

- ア 区対策本部を迅速に設置するための職員の収集訓練および区対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練および被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練および救援訓練
- エ 武力攻撃事態・緊急対処事態のシナリオに基づき区対策本部の状況判断能力を向上させるための図上訓練等
- オ 安否情報システムへの入力、報告、照会および照会書出力に関する訓練
- カ Em-Net の運用に関する訓練
- キ 弹道ミサイルを想定した住民避難訓練（国・都と連携した全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動の周知に係る訓練）

【弾道ミサイル落下時の行動について】

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

QRコード: www.kantei.go.jp/

首相官邸 ホームページ
Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

Jアラート (例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合
近くの建物の中か地下に避難。
(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになければ、それ以外の建物でも構いません。

建物がない場合
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイルが落下!
●屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

出典：内閣官房 国民保護ポータルサイト

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 区は、防災区民組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓

発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 区は、都および東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）と協力し、大規模集客施設（品川区立総合区民会館（きゅりあん）、大井競馬場、大崎ニューシティ、ゲートシティ大崎、アトレ大井町、アトレ目黒、イオン品川シーサイド店、大森ベルポートなど）、学校、病院、鉄道ターミナル・乗換え駅（大井町、目黒、五反田、大崎、旗の台、中延、天王洲アイル）その他の多数の者が利用または居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画およびマニュアル等に準じて警報の内容の伝達および避難誘導を適切に行うため実際の資機材や様々な情報伝達手段を用いた、実践的な訓練の実施を要請する。

カ 区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）。

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【区において集約・整理すべき基礎的資料（資料編）】

- 住宅地図
(※人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区内の道路網のリスト
(※避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
※施設一覧は、資料編に掲載（内閣官房国民保護ポータルサイト情報より抜粋）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(※特に、地図や各種のデータ等は、区対策本部におけるモニターに表示できるようにしておくことが望ましい。)
- 防災区民組織等の連絡先等一覧
(※代表者およびその代理の者の自宅および勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧)

(2) 隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、港・目黒・大田区等隣接する区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行う。また、訓練等により、緊密な連携を確保する。

(3) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(4) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所（特に大井町、目黒、五反田、大崎、天王洲周辺等）における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(5) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設（品川区立総合区民会館（きゅりあん）、大井競馬場、大崎ニューシティ、ゲートシティ大崎、アトレ大井町、アトレ目黒、イオン品川シーサイド店、大森ベルポートなど）にいる多くの人々の避難が円滑に行われるよう、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、警察、消防、東京海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、区の行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区域の輸送に係る運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社および支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港 湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- ④ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

区は、これらを活用した輸送力に関する最新情報についても把握しておく。

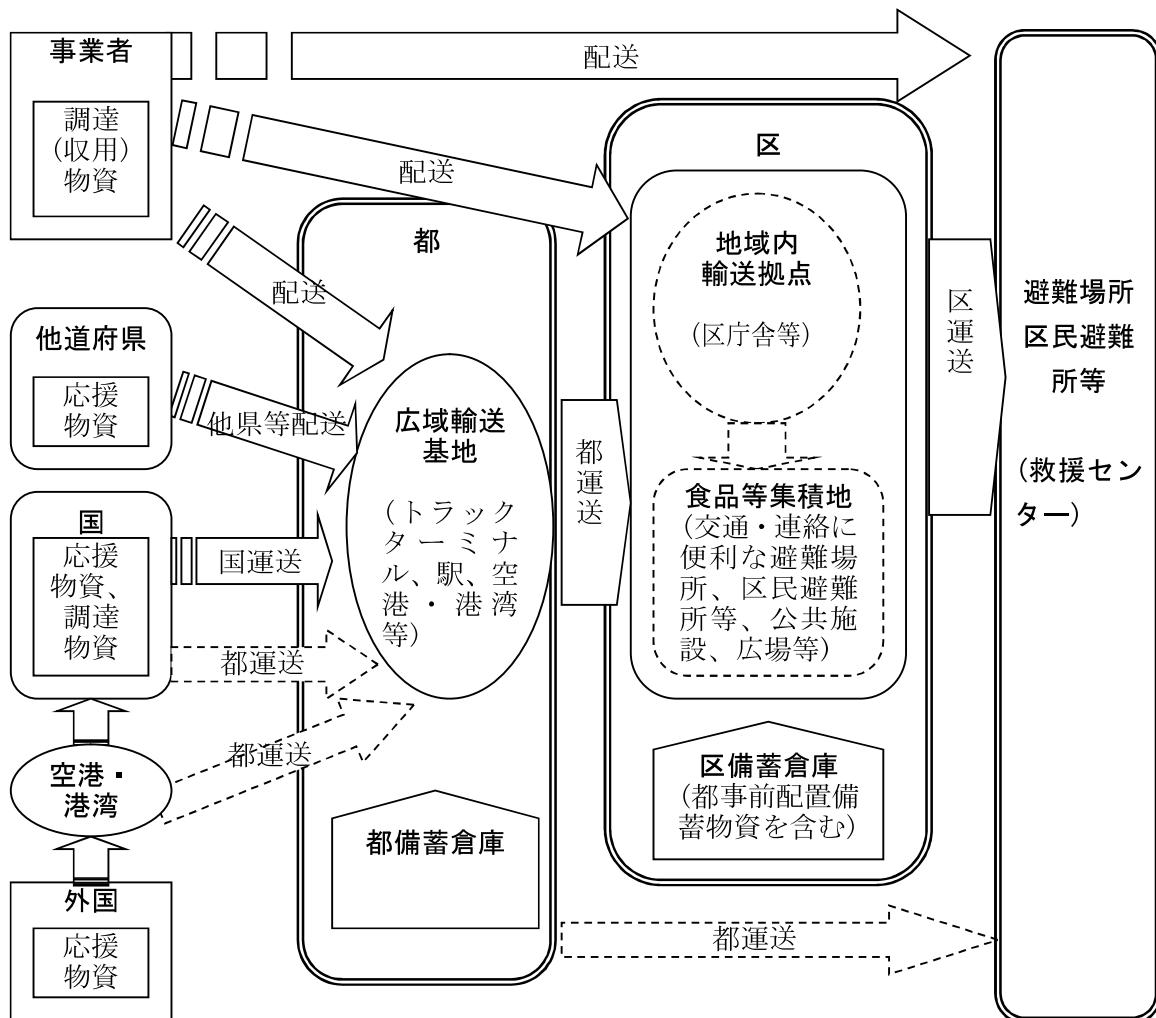
(2) 輸送経路の把握等

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、防災計画に定める緊急啓開道路における障害物の除去および亀裂等の応急補修等の作業態勢等に準じて、都が保有する区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各区民避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

【緊急物資等の配送の概要】



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

【避難施設の区分】

区 分	用 途	施 設（例示）
区民避難所	避難住民が避難生活をする場所、または避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所（他区市町村からの避難者の受け入れを兼ねる。）（防災計画上の補完避難所も含まれる。）	・小、中学校、義務教育学校 ・体育館、劇場、ホール ・地下鉄コンコース ※ 等
二次避難所	高齢者や障害者、妊産婦など、一般の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設をいう。	・シルバーセンター ・心身障害者福祉会館 ・都立品川特別支援学校 等
福祉避難所	要介護者など、避難所および二次避難所の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設をいう。	・社会福祉施設等
避 難 場 所 (広域避難場所)	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 等

※地下鉄コンコースは、一時的な避難・退避をする場所に該当

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 避難行動要支援者の避難への備え

自ら適切な行動をとることが困難な避難行動要支援者には、震災時と同様に防災区民組織等をはじめとした地域住民・ボランティアなどの支援が不可欠である。

（1）災害対策におけるしくみの活用

震災や風水害などの発生時に、避難行動要支援者の安全を確保し、安否の確認また避難所等への誘導、病院への搬送などの支援を行うため、区は、マニュアルを作成し、避難行動要支援者避難誘導ワークショップを開催するなど、防災区民組織や地域住民など地域コミュニティによる支援体制づくりを進めている。武力攻撃災害時においても、このような災害時助け合いシステムを活用できるよう、国民保護の観点も含めて見直すなど、必要に応じた整備を行う。

（2）都との連携の確保

区は、避難誘導時においては、防災まちづくり部、地域振興部、健康推進部および品川区保健所を中心とした横断的な体制のもと、都要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう体制整備を進める。

区は、国民保護に関する訓練を実施するにあたって、避難行動要支援者の避難や救援等の訓練を含めるなど、都と連携して、迅速かつ的確に避難行動要支援者を支援できるよう努める。

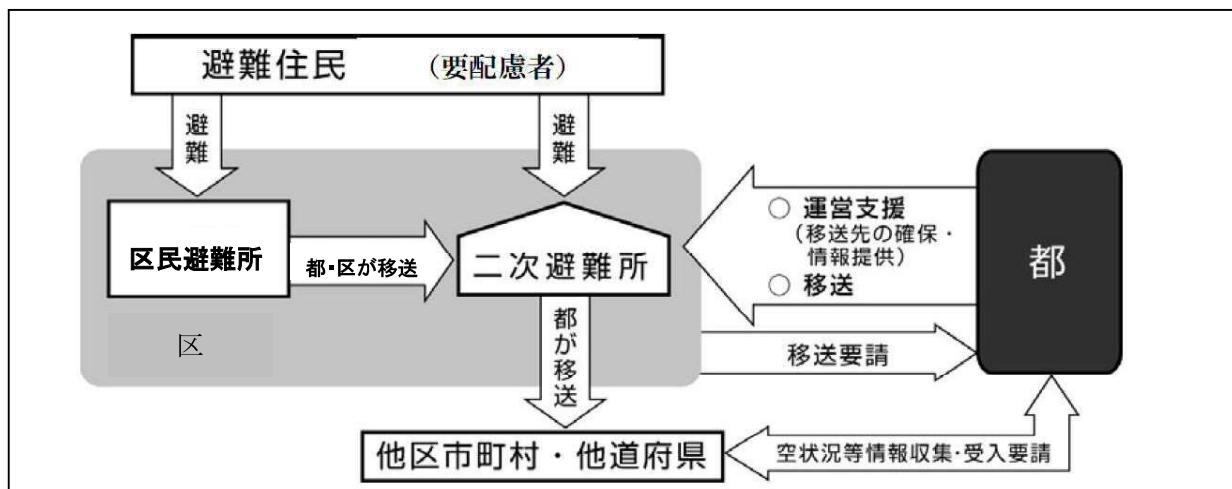
(3) 二次避難所・福祉避難所の活用

区は、都が行う避難施設の指定に際して、震災時の二次避難所（区シルバーセンター等）に関する情報を提供するなど、都に協力し、避難行動要支援者の安全の確保に努める。

(4) 東京消防庁との連携の確保

区は、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）と協力して平素より地域コミュニティによる支援・協力体制を確立することで、武力攻撃災害時における避難行動要支援者の安全を確保するための対策を推進する。

【要配慮者の支援の概要】



7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設・危険物質等の種類および所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省

	6号 放送用無線設備	総務省
	7号 水域施設、係留施設	国土交通省
	8号 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号 ダム	国土交通省
	10号 危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	各所管省庁等
第28条	1号 危険物	総務省消防庁
	2号 毒物・劇物（毒物および劇物取締法）	厚生労働省
	3号 火薬類	経済産業省
	4号 高圧ガス	経済産業省
	5号 核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号 核原料物質	原子力規制委員会
	7号 放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号 毒薬・劇薬（医薬品・医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号 電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号 生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号 毒性物質	経済産業省

（2）区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察および東京海上保安部との連携を図る。

8 医療救護体制の整備

（1）情報連絡体制の強化

武力攻撃災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握が必要である。そのため、医師会等と連携し、人的被害および医療機関の被害状況や活動状況について収集する体制を整備する。

（2）初動医療体制の確立

災害時において医療救護が必要となる場合、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て医療救護班を救護所へ派遣し、発災直後から医療救護活動を行うことになる。

区は、武力攻撃災害が発生した場合における救護所の開設や活動に備え、防災計画を準用しつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会による医療救護所設置等、医療救護体制を整備する。

（3）医薬品・医療資機材の確保

震災時の区民避難所となる区立施設に医療ミニセットを配備している。武力攻撃災害時においても、これら医薬品・医療資機材を活用する。

救護所において、医療救護班は、原則として区が配備した医療資機材および薬剤師会が確保する医薬品・医療資機材を使用するが、不足する場合は、都福祉保健局に協力を要請するとともに、関連業界から調達する。

(4) 災害拠点病院との連携の確保

区は、医療救護活動にあたっては、トリアージが円滑に行えるよう、都との連携を図る。

また、区が属する2次保健医療圏の以下の災害拠点病院と平素からの連携を図る。

- ・NTT東日本関東病院（住所：品川区東五反田 5-9-22）
- ・昭和大学病院（住所：品川区旗の台 1-5-8）
- ・東邦大学医療センター大森病院（住所：大田区大森西 6-11-1）
- ・大森赤十字病院（住所：大田区中央 4-30-1）
- ・東京都保健医療公社荏原病院（住所：大田区東雪谷 4-5-10）
- ・東京労災病院（住所：大田区大森南 4-13-21）
- ・池上総合病院（住所：大田区池上 6-1-19）

第3章 物資および資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資および資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資および資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資および資材^(*)については、都および関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

(3) 都および他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資および資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資および資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設および設備の整備、点検等

(1) 施設および設備の整備および点検

区は、防災のための整備状況に準じて国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設および設備について、整備し、または点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地および建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

第4章 普及・啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する普及・啓発

(1) 普及・啓発の方法

区は、都および関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、動画、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に普及・啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により普及・啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する普及・啓発との連携

区は、防災に関する普及・啓発とも連携し、防災区民組織の特性も活かしながら住民への普及・啓発を行う。このことを踏まえ、消防署は、消防団、防災区民組織等と連携し、地域住民への応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保および災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する普及・啓発

- (1) 区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- (2) 区は、都が作成するパンフレットや動画等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及・啓発に努める。

3 赤十字標章等および特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都およびその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等および特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。